

熊本市環境影響評価技術指針（案）

（令和 7 年 6 月〇〇日告示第〇〇〇号）

■ 熊本県の技術指針との相違点

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針（第 4 条－第 1 2 条）

第 3 章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針（第 1 3 条－第 2 1 条）

第 4 章 環境の保全のための措置に関する指針（第 2 2 条－第 2 5 条）

第 5 章 事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（第 2 6 条）

第 6 章 対象事業に係る判定に関する指針（第 2 7 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この技術指針は、熊本市環境影響評価条例（令和 7 年熊本市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的事項並びに事業者によるより良い環境の創出又は環境の改善を促すために必要な事項について定めるものである。

（用語）

第 2 条 この技術指針で使用する用語は、条例及び熊本市環境影響評価条例施行規則（令和 7 年熊本市規則第〇〇号）で使用する用語の例による。

（環境創出又は環境改善に係る留意事項）

第 3 条 事業者は、本市の良好な環境の保全について適正な配慮を行うとともに、より良い環境の創出又は環境の改善に向けて、特に地下水の涵養若しくは水質保全、緑化等による自然再興、生物多様性に資する取組又は大幅な温室効果ガス排出量の削減・抑制に留意するものとする。

第 2 章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針

（計画段階配慮事項の選定等に関する指針）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる事項については、この章に定めるところに

よる。

(位置等に関する複数案の設定)

第5条 事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施する区域の位置又は対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により当該事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第6条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容及び環境創出又は環境改善に資する対象事業の内容（以下この条から第12条までにおいて「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第12条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 対象事業の種類

イ 事業実施想定区域の位置

ウ 対象事業の規模

エ 対象事業の工事計画の概要

オ 環境創出又は環境改善に資する事項

カ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (キ) 一般環境中の放射性物質の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 地歴の状況（土地利用の経緯）
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況
- (ク) 文化財の状況
- (ケ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (コ) その他の事項

2 事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整

理するものとする。

(計画段階配慮事項の選定)

第7条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 低周波音

(オ) 悪臭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）

- (イ) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- (ウ) 水底の底質
- (エ) 地下水の水象及び水質
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ウ 土壌に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）
 - (ア) 地形及び地質
 - (イ) 地盤
 - (ウ) 土壌
 - (エ) その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保並びに自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第４号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - ア 動物
 - イ 植物
 - ウ 生態系
 - エ 緑
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - ア 景観
 - イ 人と自然との触れ合いの活動の場
- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
 - ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 - イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）
- (5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量
- (6) 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
文化財
- (7) 交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
地域交通

4 事業者は、第１項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要

に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 5 事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第8条 対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第12条までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び群集又は群落の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群集又は群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾

濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

(4) 前条第3項第2号エに掲げる環境要素に係る選定事項 緑に関し、保全する緑を含む緑の量及び新たに形成される緑の質を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(7) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(8) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化の程度を把握できること。

(9) 前条第3項第6号に掲げる環境要素に係る選定事項 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(10) 前条第3項第7号に掲げる環境要素に係る選定事項 地域交通に関し、主要な交通流及び交通量、主要交差点における交通処理の状況並びに周辺の渋滞等の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第9条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法

に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - (2) 調査の基本的な手法 国、県又は市が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）
 - (3) 調査の対象とする地域（以下この条から第 12 条までにおいて「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第 2 号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 事業者は、第 1 項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 事業者は、第 1 項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第 10 条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選

定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法

(2) 予測の対象とする地域（第3項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第11条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 第5条第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

(2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選

定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

(3) 国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(4) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第12条 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにできるよう努めるものとする。

2 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第3章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針

(環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針)

第13条 条例第4条第2項第2号に掲げる事項については、この章に定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第14条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容及び環境創出又は環境改善に資する対象事業の内容（以下この条、第15条から第18条まで、第19条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第10条第3項及び第26条において「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条、第15条から第18条まで、第19条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第10条第3項及び第26条において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業実施区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ 環境創出又は環境改善に資する事項
- カ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

- ア 自然的状況
 - (ア) 大気環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (イ) 水環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (エ) 地形及び地質の状況
 - (オ) 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況
 - (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
 - (キ) 一般環境中の放射性物質の状況
- イ 社会的状況
 - (ア) 人口及び産業の状況
 - (イ) 土地利用の状況

- (ウ) 地歴の状況（土地利用の経緯）
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況
- (ク) 文化財の状況
- (ケ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (コ) その他の事項

2 事業者は、前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮又は環境の創出若しくは環境の改善に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 事業者は、現地の状況を確認すること及び入手可能な最新の文献その他の資料により第1項第2号に掲げる情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、県、市、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取するよう努めるものとする。この場合において、事業者は、現地の状況の確認の方法及び当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第15条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、別表第1から別表第31までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因についてこれらの表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定により複合事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当

たっては、当該事業群を構成するそれぞれの事業の参考項目を勘案して選定するものとする。

3 事業者は、前二項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1から別表第31までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 低周波音

(オ) 悪臭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）

(イ) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(ウ) 水底の底質

(エ) 地下水の水象及び水質

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壌に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

（ア） 地形及び地質

（イ） 地盤

（ウ） 土壌

（エ） その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保並びに自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

エ 緑

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

(5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量

(6) 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
文化財

(7) 交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

地域交通

5 第7条第4項及び第5項の規定は、第1項本文の規定による選定について準用する。この場合において、第7条第4項及び同条第5項中「第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第5項中「選定した事項（以下「選定事項」という。）」

とあるのは「選定した項目（以下「選定項目」という。）」と読み替えるものとする。

6 第1項及び第2項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、若しくは環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合又は環境の保全の見地から選定項目以外の項目について環境影響評価が求められた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第16条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第20条までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び群集又は群落の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群集又は群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下別表第32から別表第62までにおいて同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に

現す性質をいう。以下別表第32から別表第62までにおいて同じ。)又は特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下別表第32から別表第62までにおいて同じ。)の視点から注目される動植物の種又は群集若しくは群落を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) 前条第3項第2号エに掲げる環境要素に係る選定事項 緑に関し、保全する

緑を含む緑の量及び新たに形成される緑の質を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(7) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(8) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 放射線の量の変化を把握できること。

(9) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(10) 前条第3項第7号に掲げる環境要素に係る選定事項 地域交通に関し、主要

な交通流及び交通量、主要交差点における交通処理の状況並びに周辺の渋滞等の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

第17条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第1から別表第31までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第32から別表第62までに掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第14条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- (4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく

悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第18条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は市が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3) 調査の対象とする地域（以下この条から第26条までにおいて「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下第2項において読み替えて準用する第9条第4項及び別表第32から別表第62までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下第2項において読み替えて準用する第9条第4項及び別表第32から別表第62までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第9条第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあ

るのは「第18条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第19条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第17条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法
- (2) 予測の対象とする地域（以下第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び別表第32から別表第62までにおいて「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下別表第32から別表第62までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象

への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下別表第3-2から別表第6-2までにおいて「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第10条第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県又は市が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整

理するものとする。

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第20条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第23条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)

第21条 事業者は、対象事業に係る環境影響の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第4章 環境の保全のための措置に関する指針

(環境保全措置に関する指針)

第22条 条例第4条第2項第3号に掲げる事項については、この章に定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

第23条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。この場合において、事業者は環境創出若しくは環境改善又は環境保全に関し、可能な限り定量的な把握に努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第24条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第25条 事業者は、第23条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理

由

(5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

(6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第23条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第5章 事後調査の項目及び手法の選定に関する指針

(事後調査の項目及び手法の選定)

第26条 条例第4条第2項第4号に掲げる事項については、この条に定めるところによる。

2 事業者は、**条例第11条第6項第2号の通知を受けて事業を実施するとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を行うものとする。**

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

(5) 上記に掲げるもののほか、環境影響の程度を把握するために事後調査が必要であると認められる場合

3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意

するものとする。

- (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定することとし、対象事業に係る判定を受けて事後調査を実施しようとするときは、計画段階環境配慮書及び判定基準の適合を確認することを目的として必要と認められる項目を選定すること。
 - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - (3) 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 4 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするように努めるものとする。
- (1) 事後調査を行うこととした理由
 - (2) 事後調査の項目及び手法
 - (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
 - (4) 市、その他の事業者以外の者（以下この号において「市等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該市等との協力又は当該市等への要請の方法及び内容
 - (5) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 5 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第6章 対象事業に係る判定に関する指針

（対象事業の判定に係る事項）

第27条 条例第4条第2項第5号に掲げる事項であつて対象事業の判定に係る事項については、この条に定めるところによる。

2 事業者は、対象事業の判定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果等を踏まえ、対象事業の事業特性及び地域特性と判定基準の結果を一覧できるよう整理するとともに、事業者の見解を整理するものとする。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 第1種事業を実施しようとする場合は、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであることを当該事業の実施前に行われた事業に係る事業特性及び事業に伴う環境影響を既往実績及び事業計画等から把握するとともに、当該事業による環境影響と比較し、整理すること。

(2) 第2種事業を実施しようとする場合は、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことを当該事業に用いられる技術、工法その他の事業特性及び事業に伴う環境影響を入手可能な文献等から把握するとともに、当該事業による環境影響の程度を把握し、整理すること。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。